

2021年度 青森公立大学カフェ出店者選考会 実施要領

1 概要

- (1) 出店場所 ①青森公立大学内喫茶室、及び②国際芸術センター青森展示棟内ラウンジの2店舗とします。
※①または②のみの応募も受け付けます。
※詳細は別紙仕様書参照。
- (2) 契約期間 2021年4月～2022年3月（1年）
※ただし、大学もしくは出店者から特段の申し出がない限りは、延長できるものとします。
- (3) 使用料金 出店場所及び貸主が所有する備品を無償で使用できます。
※ただし、電気・ガス・水道等の公共料金は自己負担となります。

2 参加資格

選考会に参加する者は、次の要件を全て満たす者としします。

- (1) 契約期間中、安定して良質な飲食品等を低廉な価格で提供できる団体や個人であること。
- (2) 過去1年間に於いて、食品衛生法に基く行政処分を受けていないこと。
- (3) 青森市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係する者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市税について滞納のないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

3 スケジュール

2020年

12/16（水）～1/15（金）

選考会参加受付
現場見学会

※選考会参加希望者は必ず参加してください。

※随時実施しますので、日時等を決定するために事前にご連絡ください。

2021年

1/15（金）17:00

参加受付締切

1/25（月）13:30

選考会実施

1/29（金）まで

選考会参加者に結果を通知

4/1（木）予定

カフェ営業開始

4 参加手続き

参加を希望する者は、以下の書類を1/15（金）17時までに持参または郵送で提出して下さい。

- (1) 参加申込書 1部
- (2) カフェ運営企画書 5部
※様式は自由とする。ただし、「5 企画書・メニュー表記載項目」を踏まえて作成して下さい。
- (3) 会社概要 1部
- (4) 事業経歴（沿革） 1部
- (5) 定款 1部
- (6) 財務諸表 1部（直前3年分の貸借対照表及び損益計算書）
- (7) 登記簿謄本（2020年4月1日以降に発行したもの） 1部
- (8) 納税証明書（2020年4月1日以降に発行したもの） 1部
- (9) 会社パンフレット等 5部（既存のものがある場合のみ）

5 企画書・メニュー表記載項目

企画書

- (1) 経営理念 ・経営理念及びカフェ運営にあたっての基本方針（出店場所を明記すること）
- (2) 運営体制・雇用の方針 ・運営責任の所在、有資格者及び技術的な助言
・指導を行う者の配置、従業員の雇用方針
- (3) 従業員の配置・教育の方針 ・カフェの従業員の配置及び役割分担・従業員の教育方針
- (4) 衛生管理・危機管理 ・食品衛生関係法令遵守への取り組み・災害等発生時の際の危機管理体制（フロー図等）
- (5) 事業への協力 ・大学、国際芸術センター青森での会議、イベント等の弁当・オードブル等の注文の対応
・その他各種事業への協力に対する取組
- (6) 独自サービスの提案 ・仕様書記載項目以外に可能な独自サービス

メニュー表

- (7) メニューの充実 ・提案するメニューについて、価格・商品名などの基本情報を表示して下さい。

※作成の留意点

青森公立大学内喫茶室については、主たる利用者が学生であることから、学生に合った企画書の提示を期待します。また、国際芸術センター青森展示棟内ラウンジについては、一般市民向けのサービス提供の提案についても併せて期待します。

6 選考会実施内容

- (1) 日時 1/25 (月) 13:30～15:00 (予定)
※ただし、参加者数によって終了時間が多少前後する場合があります。
- (2) 場所 青森公立大学 会議室
- (3) 審査方法 書類の内容、企画書に関する15分間のプレゼンテーションと質疑応答の内容を審査します。
審査基準は以下のとおりです。

審査基準	評価の視点	配分
1 運営全般について (40点)		
経営理念	○事業展開における経営理念は、本学の大学経営の振興に寄与するものといえるか。	10
運営体制・雇用の方針	○カフェ運営に対する本学の目的を理解し、誠実かつ安定した運営が期待できるか。	10
従業員の配置・教育の方針	○有資格者及び技術的助言・指導を行う者が配置されているか。 ○運営に必要な従業員数が確保されているか、また、役割分担や人員配置の考え方は妥当であるか。	10
衛生管理・危機管理	○食品衛生関係法令等を遵守し、清潔で安全な環境を維持できるか。 ○災害等の際の危機管理体制は確立されているか。	10
2 業務運営について (60点)		
メニューの充実	○メニュー数が充実し、適切な価格設定となっているか。 ○メニュー表で内容をイメージしやすく、利用者の食欲をそそるか。 ○青森公立大学内喫茶室及び国際芸術センター青森展示棟内ラウンジにおけるそれぞれの利用者に沿ったメニューとなっているか。	30
独自サービスの提案	○独自の企画・サービス・PR等で利用者の満足度向上が期待できるか。 ○利用者ニーズや大学側からの要望に、柔軟かつ的確な対応が期待できるか。 ○青森公立大学と国際芸術センター青森のカフェを効率よく運営できるか。	30
合計		100

※各審査員による得点の平均点が最も高い参加者を決定とします。

※最低得点について

審査基準の個別項目採点基準において普通とした点数の合計点(50点)を最低得点とし、応募者の得点がこのに満たない場合は失格とします。

- (4) 結果 1/29 (金) までに参加者に通知します。

7 提出された書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は、返却できません。
- (2) 提出された書類は、カフェ出店の審査を行うために必要な範囲において複製することがあります。
- (3) 提出された書類は、審査以外に使用しないものとします。

8 その他注意事項

- (1) 書類の作成及び提出に要した経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする場合があります。
- (3) 企画書は、1者につき1案しか提出できません。
- (4) 提出期限以降における書面の差替及び再提出は認めません。

9 書類提出先、連絡先

〒030-0196 青森県青森市合子沢字山崎153-4
公立大学法人 青森公立大学
総務企画グループ 財務情報管理チーム
Phone 017-764-1610
Fax 017-764-1544

青森公立大学 交流会館棟喫茶室及び国際芸術センター青森展示棟ラウンジ内
厨房施設使用貸借仕様書

この仕様書は、公立大学法人青森公立大学（以下「貸主」という。）と（以下「借主」という。）の間における、使用貸借契約に必要な一般事項について示すもので、この仕様書に記載のない事項については、貸主と借主とが協議して定めるものとする。

1 使用する施設名称

- (1) 交流会館棟喫茶室(以下 学内喫茶室) 144 m²
- (2) 国際芸術センター青森展示棟ラウンジ(以下 ACAC ラウンジ) 90 m²

2 使用する施設のうち、使用貸借契約にかかる場所

- (1) 学内喫茶室内厨房施設 32 m²
- (2) ACAC ラウンジ内厨房施設 10 m²

3 使用目的

借主が、使用貸借契約にかかる場所を使用するにあたっては、カフェの営業を行うことを目的とすること。

4 カフェの営業期間

- (1) 学内喫茶室 大学の授業実施日(各学期末の集中講義日を除く)並びに期末試験実施日を最低限度とすること。
- (2) ACAC ラウンジ 4月から12月までの土・日・祝日を最低限度とすること(ただし、12/29～12/31は除く)。

5 カフェの営業時間

- (1) 学内喫茶室 午前10時から午後5時までを目安とすること。
- (2) ACACラウンジ 午前10時から午後3時までを目安とすること。

6 カフェの営業期間及び営業時間の変更

カフェの営業期間及び営業時間の変更については、貸主、借主双方で協議して定めるものとする。

7 使用する施設における留意事項

(1) 客席等について

使用貸借する場所以外の場所(客席等)については、学内喫茶室は、学生が自由に出入りできる現在のフリースペースの機能を維持したものとし、また、ACACラウンジは、一般市民が自由に出入りし、所蔵する美術関連図書等の閲覧ができる、現在のラウンジ機能を維持したものとする。

(2) 清掃等について

使用する施設の清掃について、学内喫茶室及びACACラウンジとも、使用貸借する場所については、借主が行うものとする。また、カフェ営業において生じた残滓の処理についても、借主の負担において行うものとする。

客席等については、カフェ営業時間外においては貸主が行い、営業中においては、借主がテーブルや床等の清掃を行うものとする。

(3) 防犯対策について

使用貸借する場所における開店後及び閉店後の防犯対策については、借主自らの負担と責任で行うものとする。

(4) 備品・什器類の貸付について

①別紙【貸出備品・什器類一覧】にある備品及び什器類については、貸主が出店者に対し無償で貸付けし、借主はこれを使用できるものとする。

②破損若しくは使用不能とした場合の修繕又は購入に関する経費は、借主が負担する。ただし、災害その他不可抗力により故障した場合は貸主と借主とが協議の上、決定すること。

③貸付けした備品及び什器は、契約満了時に返却するものとし、現状復帰に努めること。

(5) 備品・什器類の持ち込みについて

借主が持ち込みする備品・什器類については、事前に貸主と協議するものとする。

【貸出備品・什器類一覧】

■交流会館棟喫茶室

冷凍冷蔵庫	1台
ワークテーブル	1台
ガステーブル	1台
テーブル型冷蔵庫	1台
キューブアイスメーカー	1台
食器洗浄機	1台
ウォータークーラー	1台
有圧換気扇（給気用）	1台
有圧換気扇（排気用）	1台
1 槽式ダブル付シンク	1台
ソイルドテーブル	1台
吊戸棚	1台
1 槽式シンク	1台
サービステ이블	1台
ワークテーブル	1台

■国際芸術センター青森ラウンジ

業務用SUS 2 槽式シンク	1台
露出型グリーストラップ	1台
電磁調理器置き台	1台
調理用作業台	1台
ステンレスカウンター	2台
吊戸棚	1台
業務用冷凍冷蔵庫	1台
電気湯沸し器	1台
電磁調理器	1台

■什器類

コーヒーカップ・ソーサー	50セット
--------------	-------